

宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業
に係る企画提案募集要項

平成 26 年 8 月

沖縄県土木建築部下水道管理事務所

目 次

1 事業趣旨.....	1
2 事業概要.....	1
3 主催及び連絡先.....	2
4 応募資格.....	2
5 主な手続きとスケジュール（予定）.....	3
6 応募書類の提出.....	3
7 資格審査及び審査結果通知.....	4
8 現場確認及び資料の貸与.....	4
9 企画提案書の提出.....	5
10 募集要項等に関する質疑等の受付け.....	6
11 プレゼンテーションの実施.....	6
12 企画提案の評価.....	7
13 基本協定、事業契約、コンソーシアム協定の締結.....	7
14 企画・提案に瑕疵がある場合.....	8
15 失格要件.....	8
16 その他.....	8
別記1 リスク分担（案）.....	9
別記2 優先交渉権者選定基準.....	10

宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業の実施にあたり、事業者をプロポーザル方式により決定する。参加を希望する者は、以下の手続き等に沿って応募すること。

1 事業趣旨

宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業（以下「本事業」という。）は、民間事業者が実施する再生可能エネルギーを活用した発電事業に対し、沖縄県がバイオマス資源である消化ガスを供給するとともに下水道施設用地を貸与し、官民が連携して再生可能エネルギーの有効利用を推進することで、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止、ならびにエネルギー自給率の向上に貢献することを目的とする。

2 事業概要

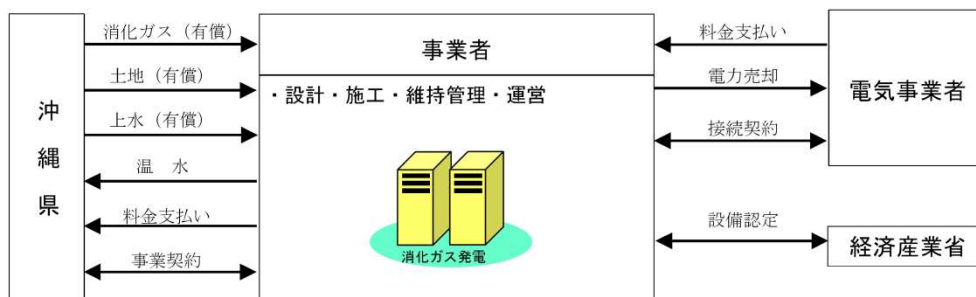
(1) 事業名

宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業

(2) 事業概要

本事業は、沖縄県が宜野湾浄化センターで発生する消化ガスを発電事業者（以下「事業者」という。）に供給するとともに、宜野湾浄化センターの用地を貸与し、事業者が浄化センター内に沖縄県から借り受ける事業用地に発電施設を建設し、この消化ガスをエネルギー源とした固定価格買取制度による発電事業を行うものである。

本事業は、「宜野湾浄化センターにおける再生可能エネルギー発電事業条件規定書」（以下「条件規定書」という。）に定める諸条件、ならびに発電事業者が提出する企画提案書に基づき、遂行される。なお、基本協定締結後、事業者が固定価格買取制度による売電を行うために必要となる設備認定、接続契約を事業開始までに完了するものとする。



(3) 本事業の範囲

① 発電施設の設計・施工

条件規定書に定める諸条件、及び企画提案内容を満足する発電施設の設計・施工

② 発電施設の維持管理・運営

条件規定書に定める諸条件、及び企画提案内容を満足する発電施設の維持管理・運営

(4) 本事業の期間

① 設計・施工 : 契約締結の日から平成 28 年 9 月 30 日

② 維持管理・運営 : 平成 28 年 10 月 1 日から平成 48 年 9 月 30 日

(5) 契約保証金

不要とする。

(6) リスク分担

別記 1 に沖縄県と事業者のリスク分担表（案）を示す。

(7) 事業期間終了後の措置

事業期間終了時若しくは沖縄県又は事業者が解除により契約を終了するときは、原則として原状回復し、沖縄県に事業用地を引き渡すことを基本とし、契約終了の 4 年前に沖縄県と事業者が協議を行うものとする。

3 主催及び連絡先

(1) 主催 沖縄県

(2) 連絡先 沖縄県土木建築部 下水道管理事務所 管理班

担当 谷成 主一

〒901-2221 沖縄県宜野湾市伊佐 3 丁目 12 番 1 号

電話 098-898-5988

FAX 098-870-2268

e-mail taninris@pref. okinawa. lg. jp

ホームページ [http://www. pref. okinawa. jp/site/doboku/gesuikan/index. html](http://www.pref. okinawa. jp/site/doboku/gesuikan/index. html)

(3) 受付時間 9:00～17:00（土、日、祝祭日を除く）

4 応募資格

プロポーザルに参加する者は、複数の企業で構成される企業形態（以下「コンソーシアム」という。）を設立することを前提に、次の各号に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(7)①の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(3) プロポーザル参加資格確認申請書及びプロポーザル参加確認資料の提出期限の日から開札時までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

(4) プロポーザルに参加する者は他のコンソーシアムの代表者又は構成員との間に資本関係又は人的関係がないこと。又、他のコンソーシアムの構成員でないこと。

(5) 本事業に関する県のアドバイザー業務の受託者（日本水工設計株式会社）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連があるものでないこと。

(6) 次の各号に該当しない者

① 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）

② 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。

③ 法人でその役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいる。

(7) コンソーシアムの代表者は以下の要件を満たすこと。

- ①建設業法に定める特定建設業又は建設業の許可を受けている者であって、沖縄県の建設工事入札参加資格審査及び業者選定等に関する規定第5条による平成25・26年度建設業者格付名簿（以下「平成25・26年度建設業者格付名簿」という）又は登録名簿に電気工事業、又は機械器具設置工事として登録されている者（会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄県が別に定める手続に基づく入札参加資格の再認定を受けていること）。但し、平成25・26年度建設業者格付名簿に電気工事業、又は機械器具設置工事業の経常建設共同企業体として登録されている者及びその構成員は参加できない。
 - ②建設業法第27条23に規定する経営事項審査を受けた者であって、経営事項審査結果通知書が有効期限内にあること。
 - ③処理能力が35,000m³/日以上下水道終末処理場に係る電気工事、又は機械器具設置工事を元請として施工した実績があること。
 - ④沖縄県内に建設業法に基づく本店又は営業所があること。
- (8)コンソーシアムを構成する一以上の者が、以下の要件を満たすこと。
- ①沖縄県内に建設業法に基づく本店を有すること。

5 主な手続とスケジュール（予定）

平成26年8月18日	: 募集要項等の公表
平成26年8月25日	: 募集要項等に関する質疑等の締切り
平成26年9月1日	: 応募書類の提出締切り
平成26年9月5日	: 募集要項等に関する質疑等に対する回答の公表
平成26年9月8日	: 資格審査結果の通知
平成26年9月29日	: 企画提案書の提出締切り
平成26年10月20日頃	: 企画提案に係るプレゼンテーション
平成26年11月上旬	: 優先交渉権者の通知
平成26年11月下旬	: 基本協定の締結

6 応募書類の提出

プロポーザルに応募する者（以下「応募者」という。）は、以下の要領で応募書類を提出すること。

(1) 応募書類の形式、部数

提出はA4版1部とする。

(2) 応募書類に記載する内容

応募書類の記載内容については、以下の様式に沿い、作成すること。

	書類名称	様式	添付資料
1	企画提案応募申請書	(様式第1号)	
2	会社概要(代表者)	(様式第2号)	定款、過去3年間の決算書
3	会社概要(構成員)	(様式第3号)	定款、過去3年間の決算書
4	実績表	(様式第4号)	竣工年度、発注者、工事名称、契約金額、処理能力がわかる契約書等の写し
5	実施体制	(様式第5号)	全体の実施体制図(様式は任意)

(3) 応募書類の提出

- ① 提出期限 平成26年9月1日(月曜日) 17:00
- ② 提出先 3(2)に定める連絡先に持参、又は簡易書留必着とする。
なお、代表者により提出すること。

7 資格審査及び審査結果通知

提出された応募書類及び添付資料に基づき、応募者のプロポーザルへの参加資格を審査する。

審査の結果、プロポーザルへの参加資格を有すると認められた応募者に対し、沖縄県は参加要請書(様式第6号)よりプロポーザルへの参加を要請するものとする。応募者がプロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、沖縄県は参加資格審査結果通知書(様式第7号)の送付をもって、プロポーザルへの参加を認めない旨を通知するものとする。

8 現場確認及び資料の貸与

現場確認及び資料の貸与を希望する者は、以下の手続き等に従って現場確認及び資料の貸与を申し込むこと。

(1) 申込手続き

- ① 申込期限 平成26年9月1日(月曜日) 17:00
- ② 申込方法
現場確認申込書(様式第8号)及び資料貸与申込書(様式第9号)に必要事項を記入し、下記まで持参、又は電子メールで申し込むこと。なお、資料の貸与については、希望する資料の種類と貸与期間(第1希望、第2希望(期間が重複しないこと))を示すこと。
- ③ 申込先 3(2)に定める連絡先に申し込むこと。申込みは代表者によること。

(2) 現場確認及び資料の貸与の方法

- ① 申込書を受理した者について、現場確認及び資料の貸与を行う。
- ② 現場確認については現場確認日を、資料の貸与については貸与する資料の種類と期間を調整し、申込者に連絡する。
- ③ 資料貸与期間は原則としてそれぞれ貸与の当日を含め3日以内(土、日、祝祭日を除く)とする。

④下記資料（ただし、一部を抜粋したもの）の貸与の申込みがある場合は、電子データ（pdfデータ）を提供する。

工事名	工事概要
S52伊佐浜下水処理場消化槽（第2期）	1, 2系2, 3号消化槽築造工事
S53伊佐浜下水処理場消化槽電気設備工事	1, 2系2, 4号消化槽電気設備工事
H02宜野湾2系ガスタンク設備工事	1, 2系ガスタンク設置工事
H06宜野湾浄化センター消化槽築造工事	1, 2系5号消化槽築造工事
H07宜野湾浄化センター消化槽築造工事（その2）	1, 2系5号消化槽築造工事
H07宜野湾浄化センター消化槽築造工事（その3）	1, 2系5号消化槽築造工事
H07宜野湾浄化センター消化槽築造工事（その4）	1, 2系加温設備工事
H09宜野湾浄化センター消化槽機械設備工事（1工区）	1, 2系5号消化槽機械設備工事
H09宜野湾浄化センター消化槽機械設備工事（2工区）	1, 2系5号消化槽加温設備工事
H09宜野湾浄化センター消化槽建築付帯機械設備工事	1, 2系5号消化槽建築機械設備工事
H09宜野湾浄化センター消化槽建築付帯電気設備工事	1, 2系5号消化槽建築電気設備工事
H09宜野湾浄化センター消化槽築造工事（その5）	1, 2系5号消化槽築造工事（建築）
H12宜野湾浄化センター第4号消化槽機械設備工事	1, 2系4号消化槽機械設備更新工事
H12宜野湾浄化センター第4号消化槽電気設備工事	1, 2系4号消化槽電気設備更新工事
H16宜野湾浄化センター3号消化槽機械設備工事	1, 2系3号消化槽機械設備更新工事
H22宜野湾浄化センター汚泥消化タンク基礎工事	3系1号消化槽基礎工事
H22宜野湾浄化センター汚泥消化タンク築造工事（その1）	3系1号消化槽築造工事
宜野湾浄化センター3系汚泥消化タンク設備設計図（抜粋）	3系消化タンク設計図

⑤資料によっては貸出しに応じられない場合や現場確認日、資料貸与日は希望日とは異なる場合がある。

9 企画提案書の提出

応募者は、条件規定書に基づき、以下の要領で企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書の形式

- ①A 4判両面印刷を基本とし、必要に応じA 3判折り込みを可とする。なお、企画提案書の記載にあたっては、理解を容易にするために、イラスト、イメージ図等を使用しても構わない。
- ②企画提案書の表紙には企画提案書（正本）（様式第 10 号）及び企画提案書（副本）（様式第 11 号）を使用すること。
- ③各様式の一枚目にインデックス（様式第〇号）を付し、様式毎に頁（様式第〇号－頁）を記入すること。また、企画提案書（副本）の表紙には1/10～10/10（10部）の通し番号を付けること。
- ④応募者名は企画提案書（正本）（様式第 10 号）のみに記入し、企画提案書（副本）（様式第 11 号）には応募者名やロゴマーク等は記載しないこと。

(2) 企画提案書の提出部数等

提出部数は、用紙媒体 11 部（正副合計）及び電子媒体（CD-R 等に PDF 形式で格納すること）1 部とする。なお、提出する企画提案書は、1 案に限る。

(3) 企画提案書の提出

- ①提出期限 平成26年9月29日(月曜日)17:00
- ②提出物 9に定める全ての書類
- ③提出先 3(2)に定める連絡先に持参、又は簡易書留必着とする。

(4) 企画提案書に記載する内容

企画提案書の記載内容については、以下の提案内容、様式、枚数に沿い、作成すること。
なお、添付資料については、枚数に制限は設けない。

	提案内容	様式	枚数	添付資料
1	本事業全般に関する提案書	(様式第12号)	1枚以内	任意
2	施設計画に関する提案書	(様式第13号)	2枚以内	概略フローシート、配置図、運転方法説明資料
3	経営状況に関する提案書	(様式第14号)	1枚以内	直近5年間の損益計算書
4	類似事業の実績に関する提案書	(様式第15号)	1枚以内	消化ガス発電機実績表 消化ガス発電機設置工事実績表 官民連携事業等実績表
5	維持管理に関する提案書	(様式第16号)	4枚以内	任意
6	緊急対応に関する提案書	(様式第17号)	4枚以内	任意
7	地域貢献に関する提案書	(様式第18号)	4枚以内	任意
8	地域貢献・社会貢献に関する提案書	(様式第19号)	1枚以内	消化ガス予定買取量入力シート
9	経済性に関する提案書	(様式第20号)	1枚以内	概略配置図
10	その他優秀な提案書	(様式第21号)	2枚以内	任意

10 募集要項等に関する質疑等の受付

(1) 質問の受付

条件規定書や企画提案書作成等に係る質問がある場合は、質問書(様式第22~24号)により質問内容を電子メールにて提出すること。

(2) 質問の提出

- ①提出期限 平成26年8月25日(月曜日)
- ②提出先 3(2)に定める連絡先

- (3) 回答 期限までの全ての質問事項に対する回答を、平成26年9月5日(金曜日)までに、沖縄県ホームページにて告知する。

11 プレゼンテーションの実施

(1) プレゼンテーションの実施

期限までに企画提案書を提出した応募者を対象に、後日県からプレゼンテーションの要請を行う。その形式、期日、場所等については、別途、下水道管理事務所から通知するものとする。

(2) 日時及び場所

- ①日時 平成26年10月20日頃を予定しており、詳細はプレゼンテーション参加要請書(様式第25号)により通知する。

②場所 3(2)に定める場所

(3) 実施方法

自由形式とする。希望する応募者は、電子機器を用いて行うことができる。応募者が判明する表現等は除くこと。

プレゼンテーションで使用する機器のうち、スクリーン及びプロジェクタ以外は、応募者において用意すること。(スクリーンとプロジェクタは下水道管理事務所で準備する。)

(4) 企画提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

(5) 出席者の役職、氏名等を企画提案書提出時にプレゼンテーション出席者報告書(様式第26号)にて届け出ること。

12 企画提案の評価

(1) 選定委員会

企画提案書及びプレゼンテーションに対し、安全性、安定性、実現性等に係る提案等が適正であるかどうかの確認及び評価を、下水道管理事務所に設置する(仮称)沖縄県流域下水道における再生可能エネルギー発電事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において行う。

(2) 選定基準

選定委員会は、参加事業者から提出された企画提案書等を別記2に示す「優先交渉権者選定基準」(以下「選定基準」という。)に従って総合的に評価し、最高得点者を優先交渉権者として選定する。

(3) 結果の通知

①優先交渉権者に選定した応募者(代表者)に、プロポーザル方式選定結果通知書(様式第27号)を送付する。優先交渉権者に選定されなかった応募者(代表者)には、プロポーザル方式非選定結果通知書(様式第28号)を送付する。

②事業者については、基本契約締結後に沖縄県ホームページで公表する。

③評価の内容、経過については公表しない。また個別の問い合わせには応じない。

13 基本協定、事業契約、コンソーシアム協定の締結

(1) 基本協定、事業契約の締結

沖縄県は、優先交渉権者と企画提案内容を基に交渉を行い、協議が整った場合、事業者として選定し、本事業に係る基本協定を締結する。契約交渉が不調の場合は、次順位以降の者を繰り上げて、その者と交渉するものとする。

基本協定締結後、事業者は設備認定、接続契約を完了し、沖縄県と事業者は、本事業の契約を締結する。

(2) コンソーシアム協定の締結

基本協定締結時に各構成員間でコンソーシアム協定を締結し、その協定書を基本協定書及び事業契約書に添付することとする。この場合の協定書の内容には以下の項目を含むものとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、幹事企業及び代表者、代表者の権限、構成員の連帯責任、取引金融機関、権利義務の譲渡の制限等

14 企画・提案に瑕疵がある場合

プロポーザルにおいて、応募者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合、その内容を審査し取り扱いについて決定する。当該事業者には、その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。その瑕疵が、重大又は悪質であり、プロポーザルの公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合には、既に決定した事項を取り消す場合がある。

15 失格要件

応募者が以下に掲げる事由に該当した場合は、評価結果等にかかわらず既に決定した事項を取り消し、失格とすることができる。

- (1) 基本協定締結前に入札参加資格停止となった場合。
- (2) 企画提案書の作成に関して不正な行為が認められた場合。

16 その他

(1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

(2) 費用の負担

提出書類等の作成・提出、プレゼンテーションへの出席等応募のために要する費用は、応募者の負担とする。

(3) 提出書類等の扱い

- ① 提出された企画提案書等の書類は、返却しない。
- ② 提出された参加申込書類及び企画提案書等は、参加資格の確認及び企画提案内容の評価目的として使用する以外は、関係機関との協議に必要な場合を除き、無断で他の資料として使用しない。
- ③ 企画提案書等の著作権はそれぞれの製作者に帰属するが、プロポーザルの実施上必要な場合、審査に必要な範囲でコピーを作成することがある。

別記1 リスク分担表(案)

段階	リスクの種類	No.	リスクの内容	負担者			
				県	事業者		
選定段階	募集要領リスク	1	募集内容の誤りにより事業が重大な影響を受けた場合	○			
		2	内容の変更により事業が重大な影響を受けた場合	○			
	契約リスク	3	選定事業者と契約が結ばない、契約手続に時間がかかる場合	○	○		
全段階共通	政策関連リスク	法令変更又は許認可失効リスク	4	本事業に直接影響を及ぼす法令の変更又は事業者の責めによらない許認可の遅延及び失効に関するもの	○		
			5	本事業のみならず広く一般に適用される法令変更又は許認可の失効によるもの		○	
		税制リスク	6	法人税の変更に関するもの		○	
			7	消費税の変更に関するもの	○	○(△1)	
			8	土地所有に関する新税	○		
			9	建物所有に関する新税		○	
			10	その他新税に関するもの(法人の利益にかかる税を除く)	○		
			11	政治リスク 議決が得られない場合	○		
		12	施策リスク 県のエネルギー政策等の方針変更によるもの	○			
		社会リスク	住民問題リスク	13	施設・設備設置に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	○	
				14	建設・維持管理に係る住民反対運動・訴訟に関するもの	△2	○
			環境リスク	15	建設・維持管理に係る騒音・振動・光・臭気・排気等の環境保全に関するもの		○
	16			調査・建設段階における騒音・振動・地盤沈下に関するもの		○	
	第三者賠償リスク		17	維持管理段階における騒音・振動に関するもの		○	
			18	施設・設備の劣化及び維持管理の不備による事故に関するもの		○	
	債務不履行リスク	制度適用リスク	19	固定価格買取制度の適用を受けられなかった場合		○	
			20	事業者の事業破綻・事業放棄等		○	
		事業者債務不履行リスク	21	事業者のサービス水準の低下		○	
			22	事業者の主要義務の違反		○	
			23	事業者の条件規定書等の解釈の違いによる契約解除		○	
			24	最終期限日までに工事が完成しなかった場合		○	
			25	不可抗力リスク 天災等による設計変更・中止・延期	△3	○	
	計画段階	計画・設計リスク	26	公開資料リスク 県による公開資料の誤りにより事業が重大な影響を受けた場合	○		
			27	事前調査リスク 県による事前調査の誤りにより事業が重大な影響を受けた場合	○		
			28	事業者による独自調査及び調査の必要性の判断に関するもの		○	
設計リスク			29	県の提示条件、指示の不備・変更による設計変更	○		
			30	事業者から請負業者への指示、判断の不備による設計変更		○	
31			応募リスク 応募費用の負担に関するもの		○		
32	資金調達リスク 資本金、融資など必要な資金の確保に関するもの		○				
建設段階	建設リスク	工事遅延リスク	33	工事が契約より遅延し、完成しないリスク		○	
			34	県の要求による設計変更により遅延する、又は完工しないリスク	○		
		35	埋蔵文化財発掘等により工事が遅延し、又は完成しないリスク	○			
		施工監理リスク	36	施工監理に関するリスク		○	
			コスト・オーバーラン・リスク	37	県の指示による工事費の増大・予算超過	○	
				38	上記以外の工事費の増大・予算超過		○
		39	事業用地の配管等既設埋設物等による費用増加		○		
	40	性能リスク 規定条件不適合		○			
	41	施設・設備損傷リスク 使用前に工事目的物、関連工事に関して生じた損害		○			
	経済リスク	物価リスク	42	大幅なインフレ・デフレに関するもの	○	○	
金利リスク		43	金利の変動に関するもの		○		
44		支払遅延・不能リスク 県への支払遅延・不能		○			
維持管理・運営段階	計画変更リスク	45	計画変更リスク 県の責めによる事業内容・用途の変更によるもの	○			
		46	性能リスク 規定条件不適合		○		
	維持管理・運営コストリスク	47	県の責めによる事業内容・用途変更等における維持管理・運営費の増大	○			
		48	上記以外の維持管理・運営費の増大		○		
		施設・設備損傷リスク	49	劣化による施設・設備の損傷		○	
	50		事業者の責めによる事故・火災に伴う施設・設備の損傷		○		
	経済リスク	物価リスク	51	大幅なインフレ・デフレに関するもの	○	○	
		金利リスク	52	金利の変動に関するもの		○	
	53	消化ガス減少リスク 県が提供する消化ガスに関するもの	○	△4			

▲1: 現在予定している消費税変更は事業者負担とする。

▲2: 必要に応じて住民等の対応窓口は市にて行う。

▲3: 不可抗力により施設・設備が停止した場合、停止期間中の消化ガスの買取義務については協議によるものとする。

▲4: 消化ガス変動量が条件規定書に記載された値の範囲程度を超える場合、買取単価は協議により見直すことができる。

別記2 優先交渉権者選定基準

評価項目			評価内容	配点		評価基準
大項目	中項目	小項目				
安定的な運営に関する事項	経営状況	経常利益の黒字期間	経常利益が黒字の期間により、経営の安定性を評価する。	2	代表者の経常利益の黒字期間を評価する。	
					2.0 直近5年間の連結経常利益が黒字である。	
					1.0 直近3年間の連結経常利益が黒字である。	
					0.0 上記以外	
	類似業務の実績	消化ガス発電機の実績数	本事業で採用する消化ガス発電機の国内下水処理場における稼働実績により、設備の信頼性を評価する。	2	本事業で採用する消化ガス発電機の国内下水処理場における実績台数を評価する。なお実証実験は含まない。(竣工済みのものに限る)	
					2.0 10台以上の実績がある。	
					1.0 5台以上の実績がある。	
					0.0 上記以外	
		消化ガス発電機設置工事の実績数	消化ガス発電機設置工事の実績数により、事業者としての信頼性を評価する。	6	代表者の直近15年間(平成11年度以降)における国内下水消化ガス発電施設を元請として施工した実績を評価する。(竣工済みのものに限る)	
					2.0 5件以上の実績がある。	
					1.0 3件以上の実績がある。	
					0.0 上記以外	
維持管理の実績数	消化ガス利用設備の維持管理の実績により、事業運営の信頼性を評価する。	2	代表者又は維持管理を担当する者の直近15年間(平成11年度以降)における下記実績を評価する。 ・消化ガス利用施設(施設で発生する熱を消化槽加温に使用しているものに限る。焼却炉等を含む)の国内維持管理業務(DBO、PFI含む) ・維持管理を含む固定価格買取制度活用事業(バイオガス利用に限る)の国内元請実績。(竣工済みのものに限る)			
			2.0 3件以上の実績がある。			
			1.0 1件以上の実績がある。			
			0.0 上記以外			
業務実施に関する事項	事業計画	—	事業実施の実現性のため、提案書内容について評価する。	8	提案書の内容について具体的かつ優れた提案を評価する。	
					8.0 提案内容が具体的であり、優秀である。	
					6.0 提案内容が具体的であり、満足できる内容である。	
					4.0 提案内容が具体的であるが、優秀な提案が少ない。	
					0.0 上記以外(具体性に欠くなど)	
	維持管理	消化ガス発電の安定運転	消化ガス発電に関する安定運転に寄与する優れた提案を評価する。	10	消化ガス発電の安定運転に寄与する優れた提案を評価する。なお、提案は2提案までとし、それを超えるものは評価の対象としない。	
					5.0 安定運転に係る優れた提案が2つ、もしくは特に優れた提案がある。	
					2.5 安定運転に係る優れた提案が1つある。	
		0.0 上記以外				
		浄化センター維持管理の軽減	浄化センターの維持管理を軽減する優れた提案を評価する。		5	浄化センターの維持管理軽減について優れた提案を評価する。なお、提案は2提案までとし、それを超えるものは評価の対象としない。
5.0 維持管理軽減に係る優れた提案が2つ、もしくは特に優れた提案がある。						
2.5 維持管理軽減に係る優れた提案が1つある。						
0.0 上記以外						
危機管理に関する事項	緊急対応	緊急故障時の対応	緊急故障発生時の対応に係る優れた提案を評価する。	4	緊急故障発生時の対応に係る優れた提案を評価する。なお、提案は2提案までとし、それを超えるものは評価の対象としない。	
					2.0 緊急故障対応に係る優れた提案が2つ、もしくは特に優れた提案がある。	
		1.0 緊急故障対応に係る優れた提案が1つある。				
		0.0 上記以外				
	故障未然防止の対応	故障を未然に防止するための優れた提案を評価する。	2	故障を未然に防止するための優れた提案を評価する。なお、提案は2提案までとし、それを超えるものは評価の対象としない。		
				2.0 故障未然防止のための優れた提案が2つ、もしくは特に優れた提案がある。		
1.0 故障未然防止のための優れた提案が1つある。						
0.0 上記以外						
社会的要請に関する事項	地域貢献	—	地域住民・見学者への対応について評価する。	9	地元雇用促進に繋がる具体的な提案を評価する。なお、提案は2提案までとし、それを超えるものは評価の対象としない。(条件規定書で定める「県内企業への優先発注」などに対する具体的提案を評価する)	
					3.0 地元雇用促進に繋がる具体的な提案が2つ、もしくは特に優れた提案がある。	
					1.5 地元雇用促進に繋がる具体的な提案が1つある。	
		0.0 上記以外				
		—			地域住民・見学者への対応について評価する。	3.0 地域住民・見学者への対応について優れた具体的提案が2つ、もしくは特に優れた提案がある。
						1.5 地域住民・見学者への対応について優れた具体的提案が1つある。
	0.0 上記以外					
	社会貢献	再生可能エネルギー発電量	再生可能エネルギーによる発電量により、エネルギーの有効利用を評価する。	20	再生可能エネルギーによる発電量を評価する。 評価点=配点×(年間推定発電量提案値)÷(年間推定発電量の各提案の最大値)	
	経済性に関する事項	経済性	県への支払い額	県への支払い額により、経済性を評価する。	40	県への支払い額を評価する。 評価点=配点×(県への支払い額提案値)÷(県への支払い額の各提案の最大値)
						その他の優れた提案を評価する。なお、提案は2提案までとし、それを超えるものは評価の対象としない。
その他	その他提案	—	その他、県の財政負担軽減や維持管理の軽減など、事業期間において効果が得られる優れた提案について評価する。	4	4.0 その他の優れた提案が2つ、もしくは特に優れた提案がある。	
					2.0 その他の優れた提案が1つある。	
					0.0 上記以外	
					0.0 上記以外	
配点合計				103		